

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊普通寺駐屯地
第348会計隊長 佐藤 康平

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 普通寺(8)陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料(再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	陸上自衛隊普通寺駐屯地(国分台演習場)	令和8年4月1日(水)0000 ~ 令和9年3月31日(水)2400	令和8年1月30日(金)1400	陸上自衛隊普通寺駐屯地第348会計隊入札室
(2) 普通寺(8)陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料(再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年1月30日(金)1410	
(3) 普通寺(8)陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年1月30日(金)1420	
(4) 普通寺(8)陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料(再生可能エネルギー比率0%)				令和8年1月30日(金)1430	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、C等級以上に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1(1)、1(2)のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(5)及び2(12)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(別紙第1、第2)を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)

(3) 提出期限

令和8年1月15日(木)17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、1月21日までに書面(FAX含む)により入札参加希望者に回答す

る。

- (1) 2 (1) から (12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率100%」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2 (1) から (12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率60%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第348会計隊において令和7年12月17日(水)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:15~17:00)
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

(2) 入札実施要領

ア 1 (1) の入札で応札をできる者がいる場合

1 (1) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 1 (1) の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1 (1) の入札で応札をできる者がなかった場合

1 (2) の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

11 その他

- (1) 郵便入札は、令和8年1月29日(木)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第348会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (6) 6(2) 入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはイ項に該当した入札書に関しては、開封することなく配達証明書付で返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
- (7) 入札書に関しては、1(1)、1(2)の各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1(1)、1(2)の再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(8) 問い合わせ先

〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第348会計隊 契約班 担当：里平（さとひら）

TEL：0877-62-2311（内線2649）FAX：0877-62-2315（直通）

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊管理科 担当：高橋（たかはし）

TEL：0877-62-2311（内線2338）

本公告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ

<https://www.mod.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊善通寺駐屯地
第 3 4 8 会計隊長 佐藤 康平 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和 6 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和 6 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh)		
②	令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から 1 年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から 1 年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注 2) 「自社の基準値」及び「点数」には、仕様書により算出した値を記載すること。

注 3) 1 開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2 の合計点数が 7 0 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●

○○ ○○ 様

○○県○○市○○

株式会社○○○

代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間

○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			

善通寺（8）陸上自衛隊 国分台演習場で使用する 電気料

善通寺駐屯地業務隊

業務隊長						
	管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	電気係	作成者
						

仕様書（A）

- 1 件名 善通寺（8）陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料
- 2 受給場所 香川県坂出市高屋町
- 3 契約期間 令和8年4月1日00：00から令和9年3月31日24：00迄
- 4 受給概要
業種及び用途 官公署（国家事務）
- 5 供給概要
 - (1) 供給電力
 - ア 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200V
 - ウ 計量電圧 200V
 - エ 周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受信
 - (2) 契約電力
低圧電力 常時電力 7KW
※ 契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - (3) 予定電力使用量
 - ア 年間使用電力量については、440KWとする。
 - イ 令和8年月別電力使用予定数量については、別表第1「令和8年月別電力使用予定数量表」のとおりとする
 - ウ 各年度月別電力使用量については、別表第2「令和8年月別電力使用量表」のとおりとする。
 - (4) 電力量検針方式
検針方法については、契約請負業者の検針方法とする。
 - (5) 計量器の構成
自動検針装置：有
 - オ 需給地点
四国電力株式会社の配電線より引き込み、需給場所構内引込箇所を設置されている柱上気中開閉器電源側リード線を電源側接続点とする。
 - (6) 電気工作物の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
 - (7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
- 6 その他
 - (1) 需要期間中の平均力率については、100%確保するものとする。
 - (2) 受給電力供給要件については、下記のとおりとする。
 - ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気供給を実施すること。
 - イ 障害等が発生した場合は迅速に対処できる体制を有すること。
 - ウ 仕様書に定めのないその他の供給条件については、四国地区の一般電気事業者の特定規模需要電気供給条件等によるものとする。
 - エ 時間帯別等の部分供給契約はしないものとする。

仕様書（A）

7 再生可能エネルギー比率

- (1) 再生可能エネルギー電気の調達方法については、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の条件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、再生可能エネルギー比率100%以上とする。
- (2) 請負業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、監督官へ提出するものとする。

8 入札方式

本入札については、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により、電力供給契約における配点表」の合計点数70点以上の業者のみ入札に参加できるものとする。

電力供給契約における配点表

要 素	区 分	得点
1kw当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-Co2/kWh)	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
未利用エネルギー 活用状況	0.690以上	0
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満 活用していない	5 0
再生可能エネルギー 導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

9 提出書類

請負業者は、下記に示す書類を電気主任技術者へ各1部提出するものとする。

- (1) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、または同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類
- (2) 受給障害支援体制に関する資料
- (3) 供給条件に関する資料（特定規模需要電気供給条件等）
- (4) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類。
- (5) 供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料

仕 様 書(A)

令和 8 年月別電力使用予定数量表

別表第 1

月	予定使用数量 (K w h)	
4 月	30	kwh
5 月	30	kwh
6 月	40	kwh
7 月	20	kwh
8 月	50	kwh
9 月	40	kwh
1 0 月	20	kwh
1 1 月	40	kwh
1 2 月	40	kwh
1 月	50	kwh
2 月	50	kwh
3 月	30	kwh
合計	440	kwh

仕 様 書(A)

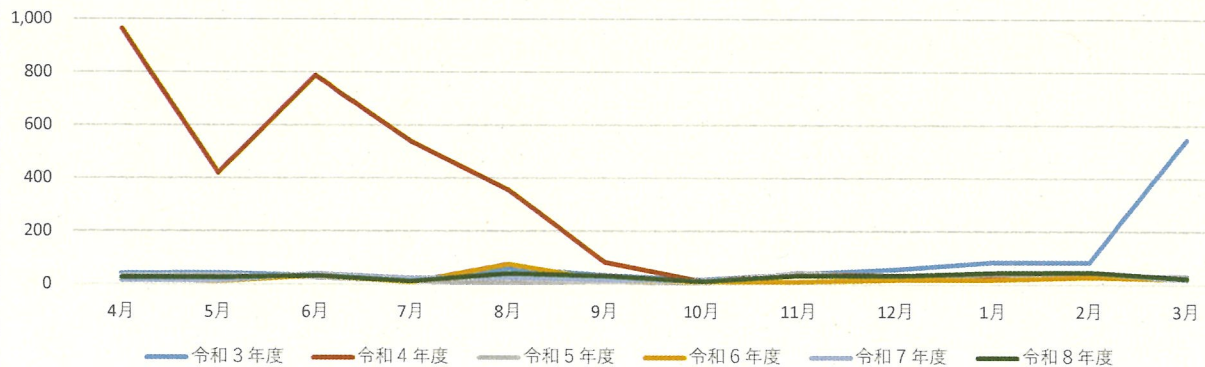
令和8年月別電力使用量表

別表第2
(kwh)

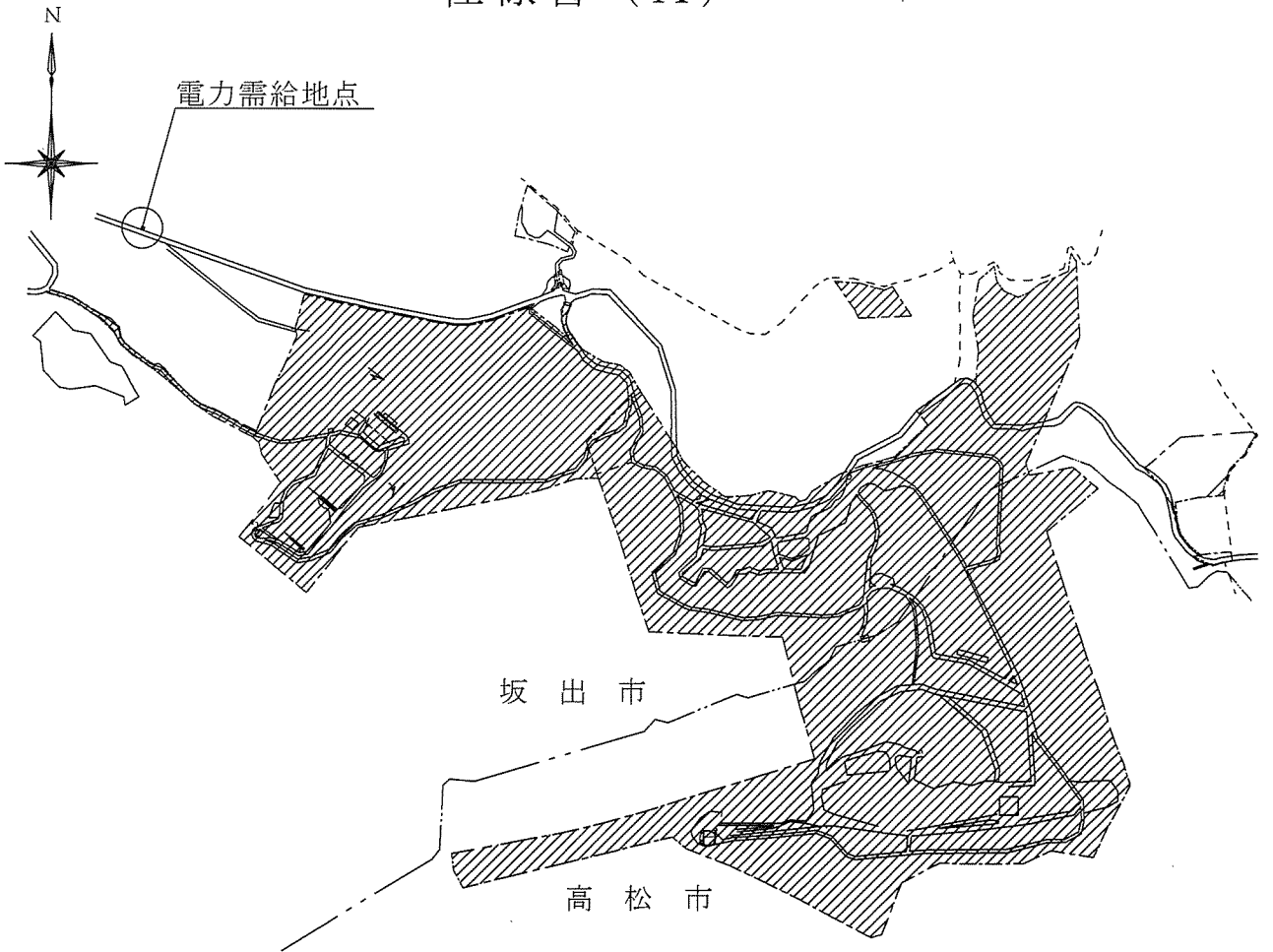
月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
4月	39	964	30	20	13	26	
5月	42	420	32	11	13	25	
6月	32	788	25	32	40	32	
7月	8	538	10	8	23	12	
8月	60	356	5	76	24	41	
9月	33	83	11	15	15	31	
10月	17	12	5	9	13	11	
11月	40	40	45	11	34	34	
12月	57	33	22	18	33	33	
1月	84	33	41	19	44	44	
2月	83	43	34	29	47	47	ピーク電力
3月	546	21	32	22	19	23	
合計	1,041	3,331	292	270	318	360	

- ※1 令和7年11月から令和8年3月までの使用電力量については、令和3年度から令和6年度までの平均とする。
- ※2 令和8年度使用電力量については、過去5年間の平均とする。
- ※3 令和3年3月から令和4年8月までについては、漏水のため電力量増加しているため、加味しないものとする。

電力使用量比較グラフ



仕様書 (A)



国分台演習場案内図 S=1/N

善通寺（８）陸上自衛隊 国分台演習場で使用する 電気料

善通寺駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	電気係	作成者
						

仕様書（B）

- 1 件名 善通寺（8）陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料
- 2 受給場所 香川県坂出市高屋町
- 3 契約期間 令和8年4月1日00：00から令和9年3月31日24：00迄
- 4 受給概要
業種及び用途 官公署（国家事務）
- 5 供給概要
 - (1) 供給電力
 - ア 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200V
 - ウ 計量電圧 200V
 - エ 周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受信
 - (2) 契約電力
低圧電力 常時電力 7KW
※ 契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - (3) 予定電力使用量
 - ア 年間使用電力量については、440KWとする。
 - イ 令和8年月別電力使用予定数量については、別表第1「令和8年月別電力使用予定数量表」のとおりとする
 - ウ 各年度月別電力使用量については、別表第2「令和8年月別電力使用量表」のとおりとする。
 - (4) 電力量検針方式
検針方法については、契約請負業者の検針方法とする。
 - (5) 計量器の構成
自動検針装置：有
オ 需給地点
四国電力株式会社の配電線より引き込み、需給場所構内引込箇所を設置されている柱上気中開閉器電源側リード線を電源側接続点とする。
 - (6) 電気工作物の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
 - (7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
- 6 その他
 - (1) 需要期間中の平均力率については、100%確保するものとする。
 - (2) 受給電力供給要件については、下記のとおりとする。
 - ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気供給を実施すること。
 - イ 障害等が発生した場合は迅速に対処できる体制を有すること。
 - ウ 仕様書に定めのないその他の供給条件については、四国地区の一般電気事業者の特定規模需要電気供給条件等によるものとする。
 - エ 時間帯別等の部分供給契約はしないものとする。

仕様書（B）

7 再生可能エネルギー比率

- (1) 再生可能エネルギー電気の調達方法については、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の条件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、再生可能エネルギー比率60%以上とする。
- (2) 請負業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、監督官へ提出するものとする。

8 入札方式

本入札については、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により、電力供給契約における配点表」の合計点数70点以上の業者のみ入札に参加できるものとする。

電力供給契約における配点表

要 素	区 分	得点
1kw当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-Co2/kWh)	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
未利用エネルギー 活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
再生可能エネルギー 導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

9 提出書類

請負業者は、下記に示す書類を電気主任技術者へ各1部提出するものとする。

- (1) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、または同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類
- (2) 受給障害支援体制に関する資料
- (3) 供給条件に関する資料（特定規模需要電気供給条件等）
- (4) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類。
- (5) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料

仕 様 書(B)

令和8年月別電力使用予定数量表

別表第1

月	予定使用数量 (K w h)	
4月	30	kwh
5月	30	kwh
6月	40	kwh
7月	20	kwh
8月	50	kwh
9月	40	kwh
10月	20	kwh
11月	40	kwh
12月	40	kwh
1月	50	kwh
2月	50	kwh
3月	30	kwh
合計	440	kwh

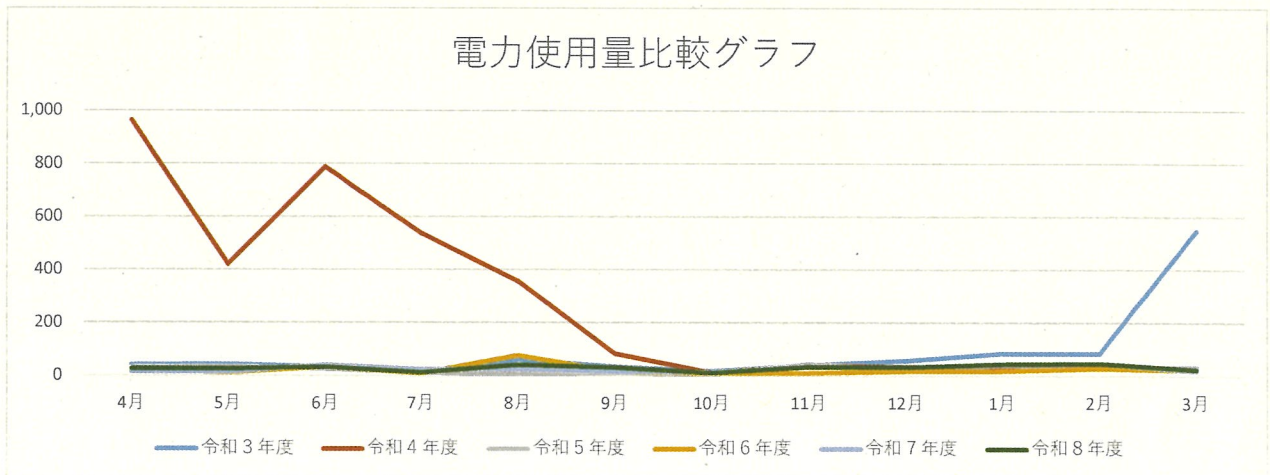
仕 様 書(B)

令和8年月別電力使用量表

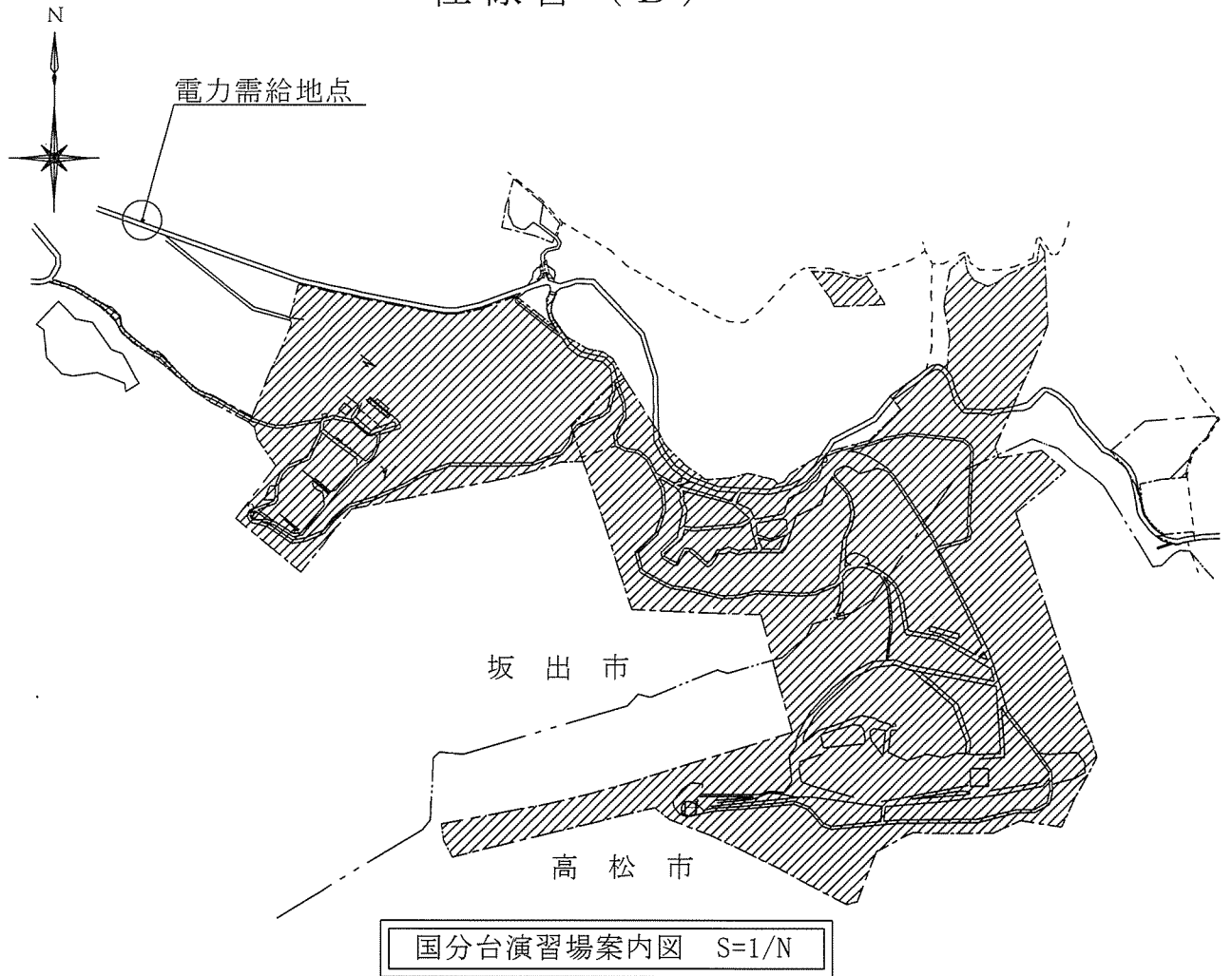
別表第2
(kwh)

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
4月	39	964	30	20	13	26	
5月	42	420	32	11	13	25	
6月	32	788	25	32	40	32	
7月	8	538	10	8	23	12	
8月	60	356	5	76	24	41	
9月	33	83	11	15	15	31	
10月	17	12	5	9	13	11	
11月	40	40	45	11	34	34	
12月	57	33	22	18	33	33	
1月	84	33	41	19	44	44	
2月	83	43	34	29	47	47	ピーク電力
3月	546	21	32	22	19	23	
合計	1,041	3,331	292	270	318	360	

- ※1 令和7年11月から令和8年3月までの使用電力量については、令和3年度から令和6年度までの平均とする。
- ※2 令和8年度使用電力量については、過去5年間の平均とする。
- ※3 令和3年3月から令和4年8月までについては、漏水のため電力量増加しているため、加味しないものとする。



仕様書 (B)



善通寺（8）陸上自衛隊 国分台演習場で使用する 電気料

善通寺駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	電気係	作成者
						

仕様書（C）

- 1 件名 善通寺（8）陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料
- 2 受給場所 香川県坂出市高屋町
- 3 契約期間 令和8年4月1日00：00から令和9年3月31日24：00迄
- 4 受給概要
業種及び用途 官公署（国家事務）
- 5 供給概要
 - (1) 供給電力
 - ア 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200V
 - ウ 計量電圧 200V
 - エ 周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受信
 - (2) 契約電力
低圧電力 常時電力 7KW
※ 契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - (3) 予定電力使用量
 - ア 年間使用電力量については、440KWとする。
 - イ 令和8年月別電力使用予定数量については、別表第1「令和8年月別電力使用予定数量表」のとおりとする
 - ウ 各年度月別電力使用量については、別表第2「令和8年月別電力使用量表」のとおりとする。
 - (4) 電力量検針方式
検針方法については、契約請負業者の検針方法とする。
 - (5) 計量器の構成
自動検針装置：有
 - オ 需給地点
四国電力株式会社の配電線より引き込み、需給場所構内引込箇所を設置されている柱上気中開閉器電源側リード線を電源側接続点とする。
 - (6) 電気工作物の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
 - (7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
- 6 その他
 - (1) 需要期間中の平均力率については、100%確保するものとする。
 - (2) 受給電力供給要件については、下記のとおりとする。
 - ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気供給を実施すること。
 - イ 障害等が発生した場合は迅速に対処できる体制を有すること。
 - ウ 仕様書に定めのないその他の供給条件については、四国地区の一般電気事業者の特定規模需要電気供給条件等によるものとする。
 - エ 時間帯別等の部分供給契約はしないものとする。

仕様書（C）

7 再生可能エネルギー比率

- (1) 再生可能エネルギー電気の調達方法については、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の条件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、再生可能エネルギー比率30%以上とする。
- (2) 請負業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、監督官へ提出するものとする。

8 入札方式

本入札については、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により、電力供給契約における配点表」の合計点数70点以上の業者のみ入札に参加できるものとする。

電力供給契約における配点表

要 素	区 分	得点
1kw当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-Co2/kWh)	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
未利用エネルギー 活用状況	0.690以上	0
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満 活用していない	5 0
再生可能エネルギー 導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

9 提出書類

請負業者は、下記に示す書類を電気主任技術者へ各1部提出するものとする。

- (1) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、または同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類
- (2) 受給障害支援体制に関する資料
- (3) 供給条件に関する資料（特定規模需要電気供給条件等）
- (4) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類。
- (5) 供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料

仕 様 書(C)

令和8年月別電力使用予定数量表

別表第1

月	予定使用数量 (K w h)	
4月	30	kwh
5月	30	kwh
6月	40	kwh
7月	20	kwh
8月	50	kwh
9月	40	kwh
10月	20	kwh
11月	40	kwh
12月	40	kwh
1月	50	kwh
2月	50	kwh
3月	30	kwh
合計	440	kwh

仕 様 書 (C)

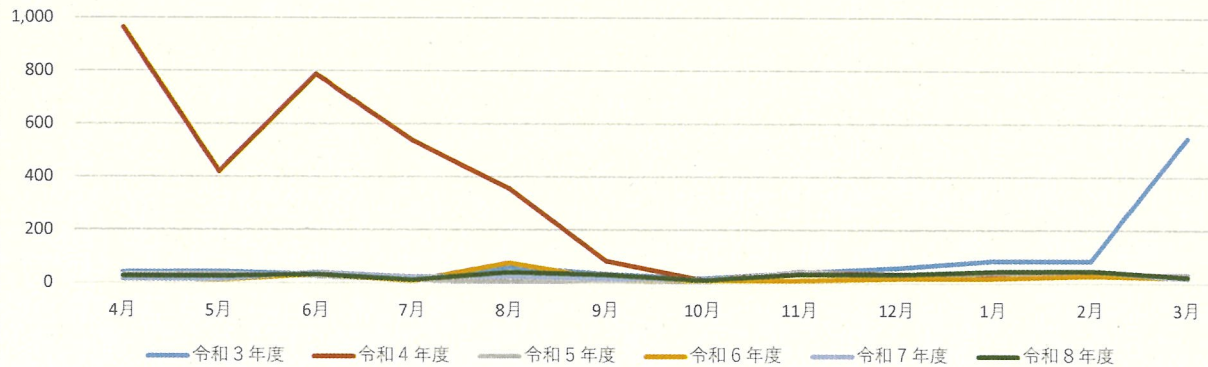
令和8年月別電力使用量表

別表第2
(kwh)

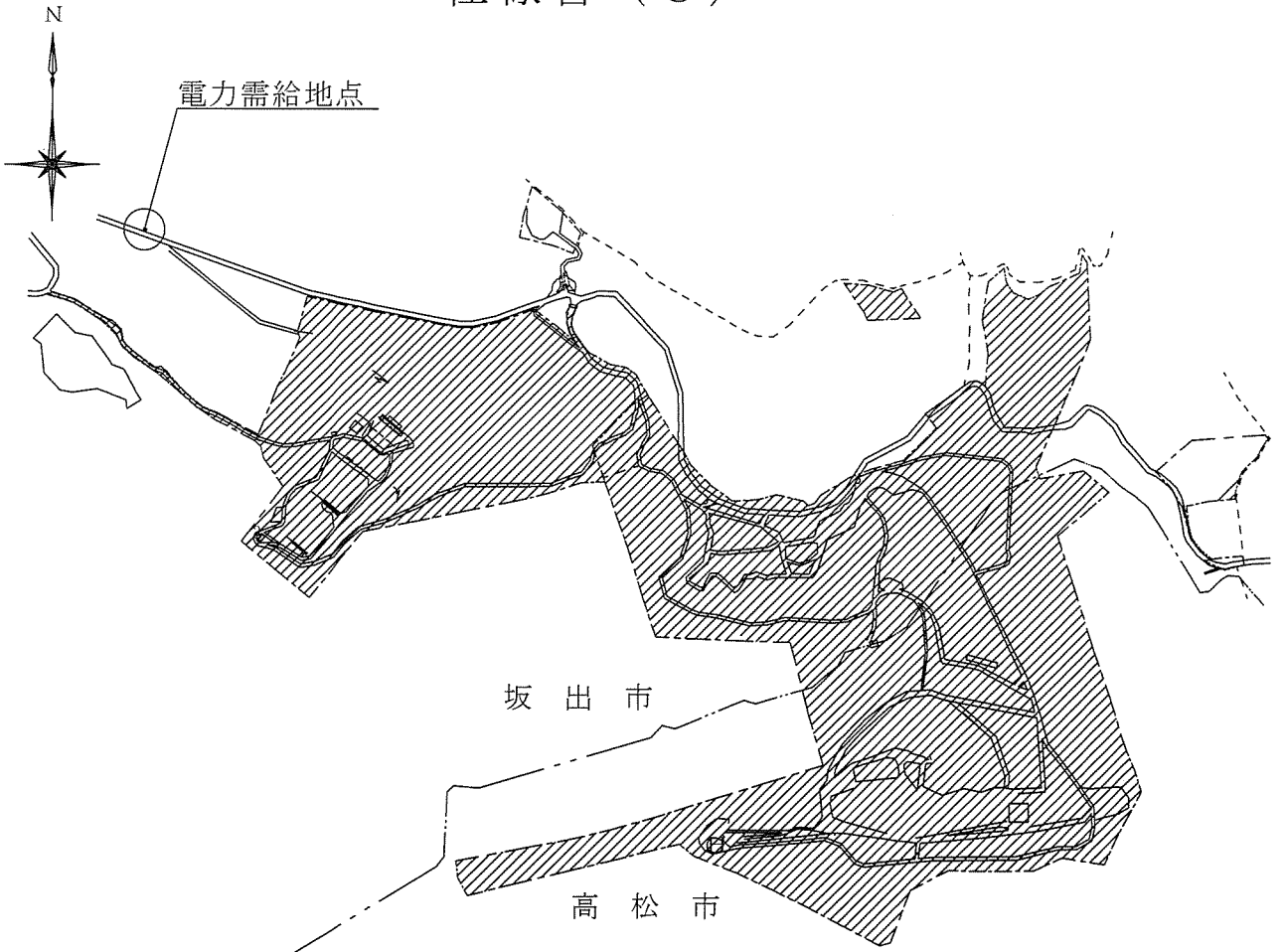
月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
4月	39	964	30	20	13	26	
5月	42	420	32	11	13	25	
6月	32	788	25	32	40	32	
7月	8	538	10	8	23	12	
8月	60	356	5	76	24	41	
9月	33	83	11	15	15	31	
10月	17	12	5	9	13	11	
11月	40	40	45	11	34	34	
12月	57	33	22	18	33	33	
1月	84	33	41	19	44	44	
2月	83	43	34	29	47	47	ピーク電力
3月	546	21	32	22	19	23	
合計	1,041	3,331	292	270	318	360	

- ※1 令和7年11月から令和8年3月までの使用電力量については、令和3年度から令和6年度までの平均とする。
- ※2 令和8年度使用電力量については、過去5年間の平均とする。
- ※3 令和3年3月から令和4年8月までについては、漏水のため電氣量増加しているため、加味しないものとする。

電力使用量比較グラフ



仕様書 (C)



国分台演習場案内図 S=1/N

善通寺（8）陸上自衛隊 国分台演習場で使用する 電気料

善通寺駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	電気係	作成者
						

仕様書（D）

- 1 件名 善通寺（8）陸上自衛隊国分台演習場で使用する電気料
- 2 受給場所 香川県坂出市高屋町
- 3 契約期間 令和8年4月1日00：00から令和9年3月31日24：00迄
- 4 受給概要
業種及び用途 官公署（国家事務）
- 5 供給概要
 - (1) 供給電力
 - ア 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200V
 - ウ 計量電圧 200V
 - エ 周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受信
 - (2) 契約電力
低圧電力 常時電力 7KW
※ 契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - (3) 予定電力使用量
 - ア 年間使用電力量については、440KWとする。
 - イ 令和8年月別電力使用予定数量については、別表第1「令和8年月別電力使用予定数量表」のとおりとする
 - ウ 各年度月別電力使用量については、別表第2「令和8年月別電力使用量表」のとおりとする。
 - (4) 電力量検針方式
検針方法については、契約請負業者の検針方法とする。
 - (5) 計量器の構成
自動検針装置：有
 - オ 需給地点
四国電力株式会社の配電線より引き込み、需給場所構内引込箇所を設置されている柱上気中開閉器電源側リード線を電源側接続点とする。
 - (6) 電気工作物の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
 - (7) 保安上の責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置については、四国電力株式会社所有物である。
- 6 その他
 - (1) 需要期間中の平均力率については、100%確保するものとする。
 - (2) 受給電力供給要件については、下記のとおりとする。
 - ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気供給を実施すること。
 - イ 障害等が発生した場合は迅速に対処できる体制を有すること。
 - ウ 仕様書に定めのないその他の供給条件については、四国地区の一般電気事業者の特定規模需要電気供給条件等によるものとする。
 - エ 時間帯別等の部分供給契約はしないものとする。

仕様書（D）

7 再生可能エネルギー比率

- (1) 再生可能エネルギー電気の調達方法については、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の条件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、再生可能エネルギー比率は定めないものとする。
- (2) 請負業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、監督官へ提出するものとする。

8 入札方式

本入札については、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により、電力供給契約における配点表」の合計点数70点以上の業者のみ入札に参加できるものとする。

電力供給契約における配点表

要 素	区 分	得点
1kw当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位：kg-Co2/kWh)	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
未利用エネルギー 活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
再生可能エネルギー 導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

9 提出書類

請負業者は、下記に示す書類を電気主任技術者へ各1部提出するものとする。

- (1) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、または同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類
- (2) 受給障害支援体制に関する資料
- (3) 供給条件に関する資料（特定規模需要電気供給条件等）
- (4) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類。
- (5) 供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料

仕 様 書(D)

令和8年月別電力使用予定数量表

別表第1

月	予定使用数量 (K w h)	
4月	30	kwh
5月	30	kwh
6月	40	kwh
7月	20	kwh
8月	50	kwh
9月	40	kwh
10月	20	kwh
11月	40	kwh
12月	40	kwh
1月	50	kwh
2月	50	kwh
3月	30	kwh
合計	440	kwh

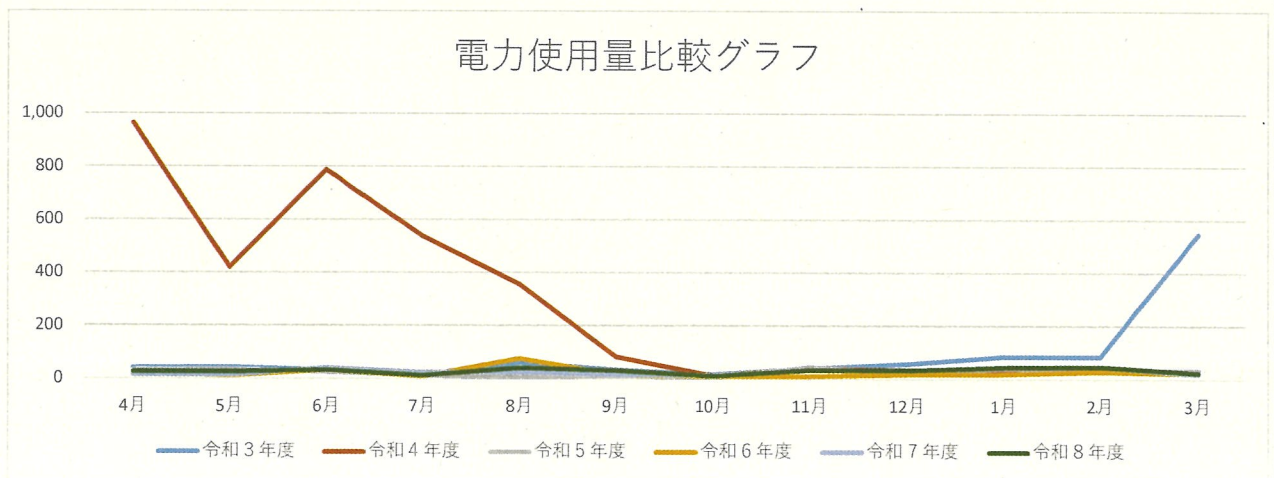
仕 様 書(D)

令和8年月別電力使用量表

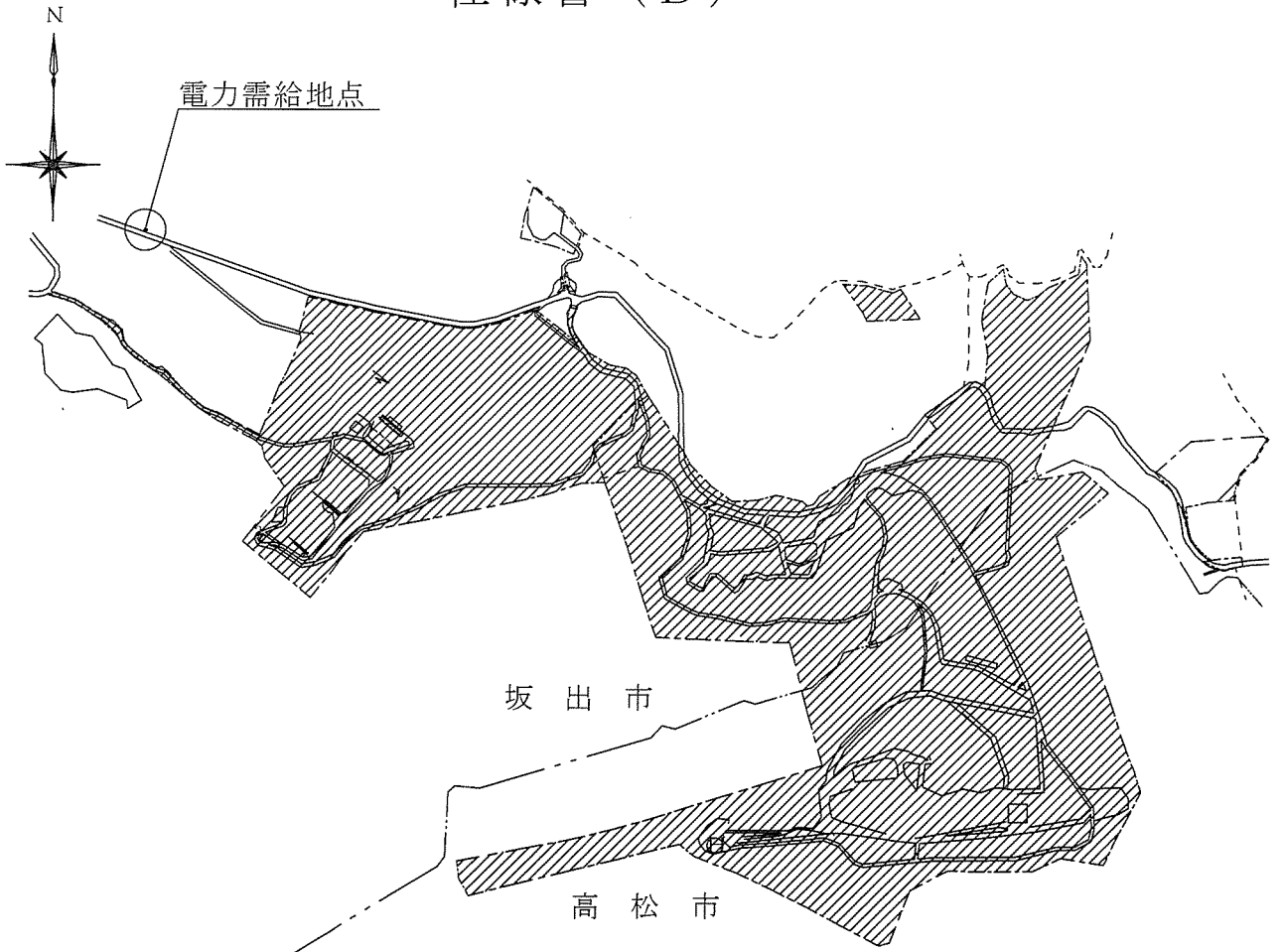
別表第2
(kwh)

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
4月	39	964	30	20	13	26	
5月	42	420	32	11	13	25	
6月	32	788	25	32	40	32	
7月	8	538	10	8	23	12	
8月	60	356	5	76	24	41	
9月	33	83	11	15	15	31	
10月	17	12	5	9	13	11	
11月	40	40	45	11	34	34	
12月	57	33	22	18	33	33	
1月	84	33	41	19	44	44	
2月	83	43	34	29	47	47	ピーク電力
3月	546	21	32	22	19	23	
合計	1,041	3,331	292	270	318	360	

- ※1 令和7年11月から令和8年3月までの使用電力量については、令和3年度から令和6年度までの平均とする。
- ※2 令和8年度使用電力量については、過去5年間の平均とする。
- ※3 令和3年3月から令和4年8月までについては、漏水のため電力量増加しているため、加味しないものとする。



仕様書 (D)



国分台演習場案内図 S=1/N